

# 公益社団法人日本伝熱学会北海道支部規則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 日本伝熱学会(以下、「学会」という。)定款第3条の規定に基づいて北海道地区(北海道)に支部を設け、日本伝熱学会北海道支部(以下、「本支部」という。)と称する。

(事務所の所在地)

**第2条** 本支部は、事務所を北海道地区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** 本支部は、北海道地区における伝熱に関する学術研究ならびに技術の発展と啓蒙および国際的な交流を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本支部は、前条の目的を達するために、会員(正員および学生員)のみならず、企業に勤務する人々や次世代を担う学生をも対象として次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 講習会、セミナーの開催
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 関連学術・技術団体との交流
- (5) その他、第3条の目的を達成するための適切な事業

## 第3章 会員

(支部会員)

**第5条** 北海道地区において勤務または在住、あるいは、北海道地区の学校に在学する学会会員をもって本支部会員とする。支部会員資格は、学会の会員資格に準じるものとする。

## 第4章 役員

(名称および人数)

**第6条** 本支部に必要な応じて次の役員を置く。

- (1) 幹事7名以内(うち、地区理事1名、支部長1名を含む)
- (2) 監事2名

(選任方法)

**第7条** 役員は、支部総会において本支部正会員の中から選任する。  
学会において北海道地区理事に選出された者は、本支部の役員を兼ねるものとする。

(任務)

**第8条** 支部長は、本支部を代表し、本支部の業務を総括し、役員会と支部総会の議長となる。  
2 幹事は、本支部の業務を執行する。  
3 監事は、本支部の業務および会計を監査する。

(任期)

**第9条** 役員任期は1年とし、再任を妨げない。  
2 支部長の任期は1年とする。但し、再任は1期とする。

## 第5章 会議

(支部総会)

- 第 10 条** 支部総会(定時総会)は、毎年 1 回会計年度終了後 3 か月以内の間に支部長が招集する。
- 2 支部総会(臨時総会)は、支部長が必要と認めたととき、および本支部正会員の 10 分の 1 以上から請求があったときに、支部長があらかじめ会議の議題を示して招集する。
- 3 支部総会は、次の事項を審議し議決する。
- (1)事業計画案および予算案
  - (2)事業報告書および決算報告書
  - (3)役員を選任
  - (4)学会の理事と協議員候補者の選出
  - (5)規則の改正案
  - (6)その他本支部の運営に関する重要事項
- 4 支部総会は、本支部正会員の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、欠席する支部会員があらかじめ出席する他の本支部正会員に議事に対する意志の遂行を委任した場合には、これを出席者とみなす。
- 5 支部総会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、本支部の規則の改定については、第 17 条の定めるところによる。
- 6 本支部は、支部総会の議決事項をその都度学会会長に報告する。

(役員会)

- 第 11 条** 役員は、役員会を組織する。
- 2 役員会は、支部長が本支部の業務の執行に関して必要と認めたとときに招集する。
- 3 役員会は、支部総会に付議する事項ならびに本支部の業務に関する重要事項を審議し議決する。
- 4 役員会は、幹事の過半数をもって成立する。ただし、欠席する幹事があらかじめ出席する他の幹事に議事に対する意志の遂行を委任した場合には、これを出席者とみなす。
- 5 役員会は、出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって議決する。

## 第 6 章 委員会等

(委員会等)

- 第 12 条** 第 4 条に定める事業を執行するために、本支部に委員会を置くことができる。
- 2 委員会等の委員には、必ず本支部正会員が含まなければならない。
- 3 委員会等の行う事業に対する本支部からの支出金について、委員会等は、その使途を事業年度ごとに支部長に報告しなければならない。

## 第 7 章 会 計

(経費支弁の方法)

- 第 13 条** 本支部の経費は、学会からの支部活動交付金、本支部の主催または共催する事業およびその他の収入をもって支弁する。

(会計監査)

- 第 14 条** 本支部の予算と決算は、監事の監査を受けなければならない。

(会計報告)

- 第 15 条** 支部長は、会計年度終了後、支部定時総会において当該年度の決算報告を行い、その承認を得なければならない。

- 第 16 条** 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 規則の改定

(規則の改定方法)

**第 17 条** この規則を改定するためには、支部船会において出席者の 4 分の 3 以上の同意による議決が必要である。

#### 補 則

(細則)

**第 18 条** この規則の実施についての必要な細則ならびに支部運営規定等は、役員会の議決を経て別に定める。

#### 付 則

1. この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 12 月 2 日 理事会承認

平成 23 年 12 月 3 日 理事会承認 平成 24 年 4 月 1 日 (公益社団法人日本伝熱学会登記日) 施行